平成２３年（フ）第２１０７号
福岡県宗像市日の里６丁目９番地11
債務者　麻生真由美
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１９６号
福岡市東区和白３丁目26番19号
債務者　溝口　奈美
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３号
大分県日田市大字小迫1319番地３
債務者　田中　七藏
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第６５９号
仙台市青葉区みやぎ台１丁目23番16号
債務者　渡辺　　浩
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９０５号
仙台市宮城野区田子１丁目25番１―205号
債務者　守谷　京子（旧姓成瀬）
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９０６号
仙台市宮城野区田子１丁目25番１―205号
債務者　守谷　まみ
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９３５号
仙台市太白区八木山南１丁目８番地の２　ハイネス八木山Ａ―203
債務者　熊谷　正暢
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９３６号
仙台市泉区市名坂字本屋敷３番地の３　ノア本屋敷206
債務者　佐々木マリ子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９４１号
仙台市若林区上飯田２丁目24番54号
債務者　坂上　和惠
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４１号
宮城県登米市豊里町町浦301番地38　豊里下町住宅14号
債務者　佐藤　信子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第４８７号
茨城県ひたちなか市大字堀口227番地　県営堀口アパート１―３―３
債務者　深作　貴広
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４９１号
茨城県水戸市白梅３丁目２番10―106号　水戸共同ビルＮＯ６
債務者　吉原　厚三
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第７７１号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町１丁目７番１号　紅葉ハイツ301
債務者　林　　毅嘉
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８１９号
兵庫県西宮市今津曙町６番３号、従前の住所兵庫県豊岡市城崎町湯島402番地
債務者　浦滝エリ子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８４９号
兵庫県尼崎市富松町３丁目25番16号　富松荘202、前住所兵庫県尼崎市南塚口町６丁目10番25―201号
債務者　佐々木早苗
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３３６号
兵庫県加古川市八幡町上西条180番地の２、従前の住所愛知県春日井市白山町３丁目15番地８　ブルーム102号
債務者　松尾　徳人
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第８４９号
広島市安佐北区落合南４丁目38番３号
債務者　増田　智志
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
広島地方裁判所民事第４部